○関東地方整備局告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年二月二十七日

関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　一般国道四百九号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する区域　川崎市川崎区港町六二番七地内

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月二十八日

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

占用を制限する区域図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市南区西九条北ノ内町六番地内	前	二九・八四～三一・二〇メートル	〇・〇五五キロメートル
京都市南区西九条北ノ内町六番地内	後	三〇・三五～三一・六九	〇・〇五五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	京都市南区西九条北ノ内町六番地内	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十七日

○近畿地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
橋本市橋本二丁目三七七番から同市橋本二丁目五八番二まで	前	八・五二～一四・五二メートル	〇・三一六キロメートル
橋本市橋本二丁目三七七番から同市橋本二丁目五八番二まで	後	一三・〇一～一四・五二	〇・三一六

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線　名　二十七号及び百六十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方郡美浜町金山一九号街道上二九番二から同町金山六一号坊ノ谷一番二まで	前	九・四五～三六・一〇メートル	〇・六一九キロメートル
福井県三方郡美浜町金山一九号街道上二九番二から同町金山六一号坊ノ谷一番二まで	後	九・四五～三八・七三	〇・六一九

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方郡美浜町金山一九号街道上二九番二から同町金山六一号坊ノ谷一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月二十七日

○近畿地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線　名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市北小松字大堂一六〇二番二から同市南小松字流山一九一三番一まで	前	七九・二五～一一〇・一四メートル	〇・〇四〇キロメートル
大津市北小松字大堂一六〇二番二から同市南小松字流山一九一三番一まで	後	七九・二五～一一一・四一	〇・〇四〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所